

富山地方裁判所本庁では、次の売却スケジュールの入札から新しい制度が適用されます。

非農地：令和2年 6月17日入札開始分から

農地：令和2年12月 2日入札開始分から

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

非農地は令和2年 6月17日入札開始分から
農地は令和2年12月 2日入札開始分から
入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の 陳述書 (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

富山地方裁判所執行官室 ☎076-425-8503

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 30 日

富山地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 下 万 季

別掲物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 11 月 19 日から 令和 7 年 11 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 12 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 富山地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 12 月 16 日 午前 9 時 40 分 場 所 富山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 12 月 3 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 10 月 30 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	1,660,000 1,328,000		332,000	7,304	0
		</			

物 件 目 録

1	所	在	中新川郡立山町利田
	地	番	2 4 6 9 番 1
	地	目	雑種地
	地	積	8 3 1 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 6年11月12日

富山地方裁判所民事部

裁判所書記官 鈴木 志 穂

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

(1) 隣地(2471番4、2471番5、2471番6、2471番11、
2471番13、2471番15、2468番1及び2468番2)との
境界が不明確である。

(2) 売却対象外の北側隣地を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所	在	中新川郡立山町利田
地	番	2469番1
地	目	雑種地
地	積	831平方メートル

令和6年(ヌ)第14号
令和6年7月23日受理
令和6年10月24日提出

現況調査報告書

(物件1)

富山地方裁判所

執行官 平 塚 正 樹 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|--------------|----------------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 中新川郡立山町利田 |
| | 地 番 | 2469番1 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 83.1平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中新川郡立山町蔵本新 |
| | 地 番 | 529番21 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 281.26平方メートル |
| 3 | 所 在 | 中新川郡立山町蔵本新 529番地21 |
| | 家屋 番号 | 529番21 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.12平方メートル
2階 57.96平方メートル |

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 農地(物件) ☒ 雑種地(物件1) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☒ 上記の者が空き地の状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (所有者 B の子)	1 本件土地（物件1）の所有者 B は、私の母です。現在、施設入所中であるため、私が母に代わって説明します。 2 本件土地は、叔母である C が老後の帰住先として家を建てるために購入したのですが、特にその後具体的な建築計画がなかったまま死亡し、 B が相続により取得しました。 3 B が本件土地を取得後、本件土地について、造作や改良を加えたことはありません。 4 本件土地は、空き地の状態で放置したままです。 5 本件土地と隣地との境界等についての詳細はよくわかりません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件土地（物件1）の状況は、公図、地積測量図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件土地は、空き地の状態で、雑草が生い茂っている状況にあり、建築物は存在しない。
- 3 本件土地の占有者及び占有関係については、所有者[B]の子である[A]の陳述及び本件土地の状況から、本報告書2枚目のとおり認められた。
- 4 本件土地の北東部分の一部が未舗装（砂利道）の幅員約5.5メートルの公衆用道路と接しているが、その他の東西南北の四方を他の所有者の宅地に囲まれている。
- 5 本件土地と隣接地との境界付近には明確な境界鉄は見当たらなかった。東側及び西側の隣接地との境界付近にはコンクリートブロックが設置されており、概ね境界として識別されているものの、南側の隣接地との間には境界が不明確な部分があるほか、南側隣接地の樹木が一部本件土地に越境している可能性がある。北側の隣接地との境界付近は、北東部分の公衆用道路との接道部分を含めてすべて砂利地となっており、境界を識別できる構造物等はなく、境界は不明確である。
- 6 本件土地には、本件土地の北東部分の公衆用道路以外に接道部分はない。評価人作成の評価書によれば、この公衆用道路は、建築基準法上の道路ではないとのことであり、本件土地は道路に接していない無道路地であるため、買受人は、本件土地上に建物を建築するにあたって、隣地所有者との間で、通行利用に関する協議が必要になるものと思われる。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年7月25日 (木) 10:00-10:15	富山地方法務局	公図、地積測量図、登記事項要約書の取寄せ
6年7月25日 (木) 15:00-15:30	物件所在地	受命物件確認、写真撮影
6年8月6日 (火) 14:30-15:10	物件所在地	立入調査、写真撮影 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

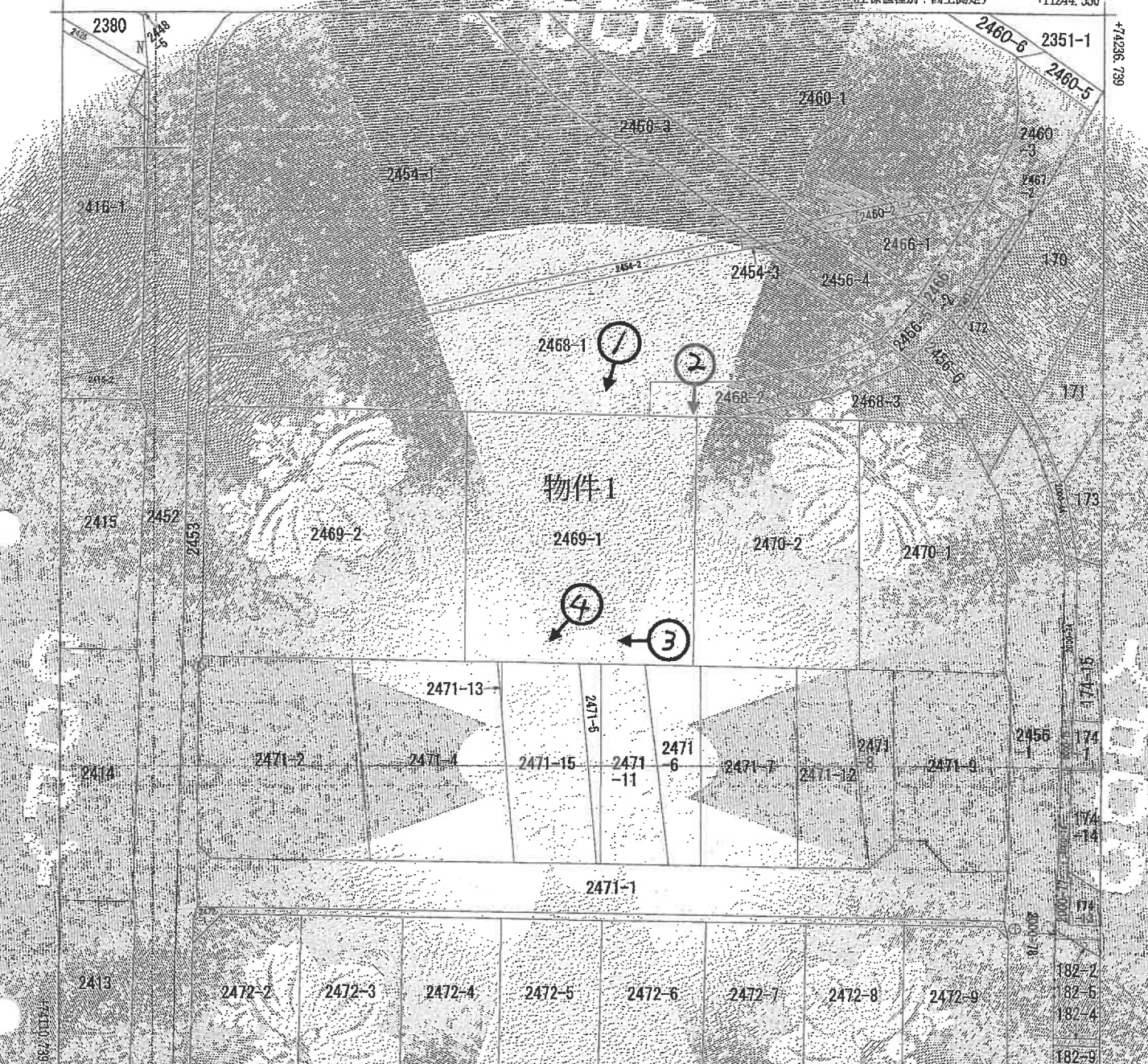
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+11244.550 (座標値種別：国上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (tophoku-athetiyonoki2011.par) による修正がされています。

写真撮影の位置、方向
及びその番号を示す



請求部	所在地	中新川郡立山町利田				地番	2469番1			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	第三	座標系 番号又は 記号	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5 指針	種類	土地改良所在図		
作成 年月日	昭和48年9月	縮尺 年月日 (原図)		補記 事項						

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

この証明書に記録されている内
容は、令和6年能登半島地震発
生以前に作成された地図又は地
図に準ずる図面に基づくもので
ある。

令和6年7月25日
富山地方検察局

登記官

請求番号：16-1
(1/1)

(6枚目)

公用

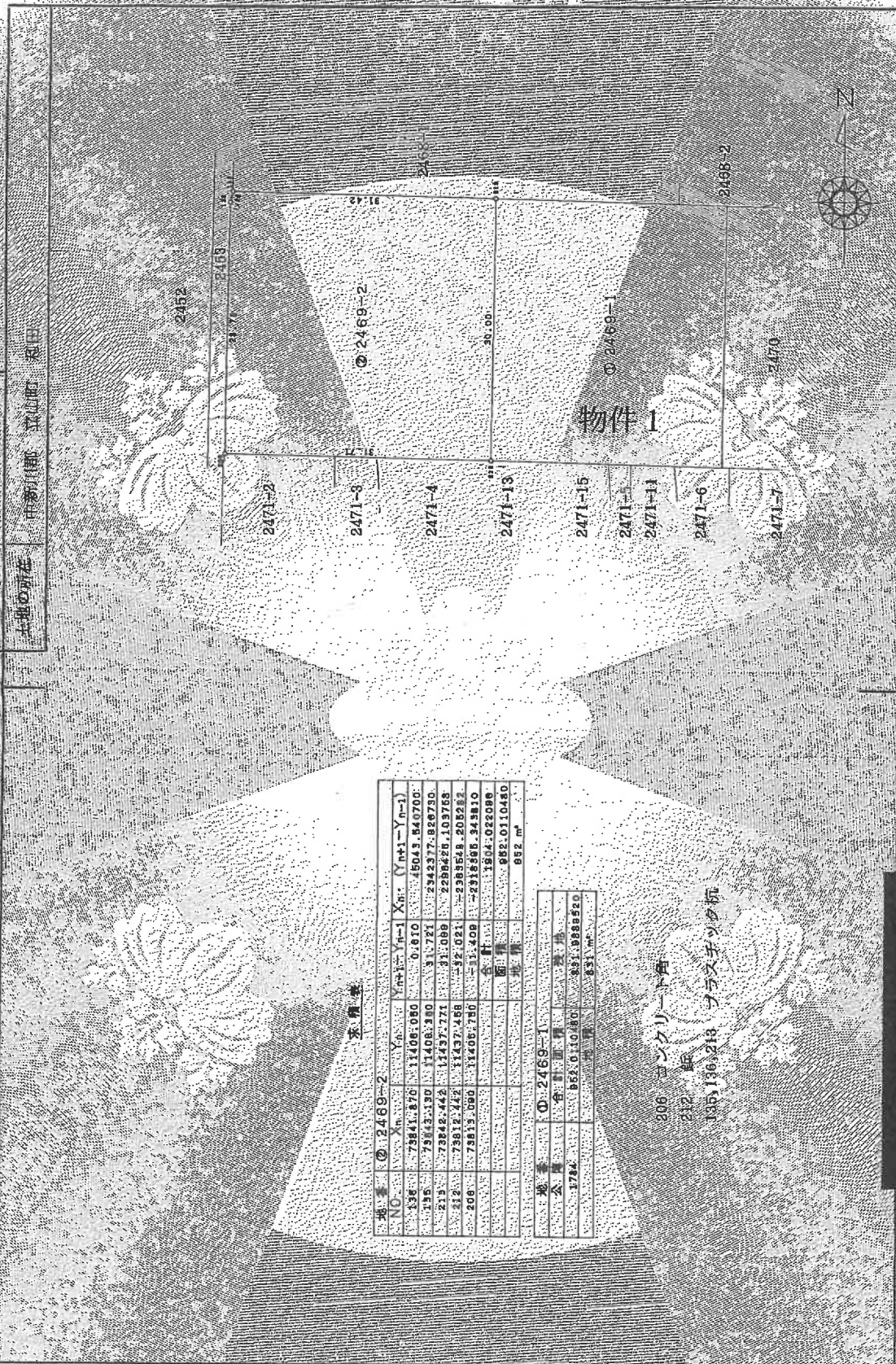
これは図面に記載された土地の位置、面積、形状を示す図面である。
令和6年7月25日 富山県庁 富山地方建設部

登記年月日：昭和63年4月22日

853662

地積測量図

地番	2469番2
土地の所在	中新川郡 立山町 森田



表積算

NO.	地番	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n -X _{n-1}	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n -X _{n-1}
136	2469-2	73841.876	11406.080	0.610	45043.840700		
135		73842.130	11406.310	3.1721	2342377.826730		
213		73842.442	11437.771	31.089	2258426.103758		
212		73812.442	11437.468	-42.021	-2389548.205282		
206		73813.080	11406.780	-31.408	-2318468.343810		
				合計	1804.022096		
				面積	852.0110480		
				地積	852 m ²		

地番	2469-1		
面積	852.0110480	852.0110480	
地積	852 m ²	852 m ²	

206 212 213 2469-1 2469-2
2470 2471-2 2471-3 2471-4 2471-6 2471-7 2471-11 2471-13 2471-15 2471-16

作成者	土地測量課	63年4月28日作成	地番	2469番2
地積	852.0110480	852.0110480	面積	852.0110480

写真1



写真2



写真3



写真4



副 本

富山地方裁判所民事部 御中

物件1

令和6年（ヌ）第14号

令和6年8月6日 現地調査

令和6年10月15日 評 価

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 藤川 泰史

第1．評価額

評 価 額
金1,660,000円

第2．評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3. 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	中新川郡立山町利田 2469番1 雑種地 831m ²	同左
	特 記 事 項		
	特にない。		

第4. 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況 (物件1)

位置・交通	富山地方鉄道立山線「五百石」駅の北西方約2300m（道路距離）	
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ地域	
主要な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途地域の指定はない 60% 200% なし なし
画地条件等	面積 形状 地勢	831㎡ 間口約28m、奥行約30mの長方形地 ほぼ平坦地
接面道路の状況	接面道路なし 道路面から0～0.5m高い	
土地の利用状況等	土地の利用状況及び隣接地との境界については現況調査報告書参照。隣接地は宅地、道路である。	
供給処理施設	上水道： なし 下水道： なし ガス配管： なし	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はない。	
特記事項	地積測量図を概測した範囲を住宅地図に印をした。住宅地図の表記は誤りと思われる。 対象地の南側の隣接地との境界は地図等で現地を照合した結果、不分明であり、南側隣接地の樹木が一部対象地に越境している可能性が高い。対象地の北側に未舗装の幅約5.5mの通路が存するが建築基準法上の道路ではない。	

2 評価額の判定

前記により求めた価格に競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	更地価格 (円) (1①エ) ア	占有減 価修正 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正率 エ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	2,770,000	1.0	1.0	0.6	1,660,000

イ 占有減価修正：特にない。

ウ 市場性修正：不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分に考慮したが、本件に修正要因はないと判断した。

エ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6．参考価格資料

地価公示地	立山 -1
所 在	中新川郡立山町蔵本新字前田126番38
価 格	17,200円／㎡
位 置	五百石駅から道路距離約2.4km
価 格 時 点	令和6年1月1日
地 積	232㎡
供給処理施設	水道、下水道、ガス
接 面 道 路	北側 6.5m 町道
用 途 地 域 等	用途地域の指定はない (60, 200)
地 域 の 概 況	中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

第7．附属資料

位置図

住宅地図

第14条地図写

地積測量図写

現況写真